

八王子市シティプロモーション推進懇談会開催要綱

(開催目的)

第1条 八王子市シティプロモーション基本方針改定にあたり、多様な関係団体等からの意見及び助言等を反映するため、八王子市シティプロモーション推進懇談会(以下「懇談会」という。)を開催する。

(活動内容)

第2条 懇談会において意見等を交換する事項は、次のとおりとする。

- (1) 八王子市シティプロモーション基本方針について
- (2) その他シティプロモーションの推進に関すること

(構成)

第2条 懇談会は、公募市民のほか、別表に掲げる各関係機関・団体から推薦された参加者及び学識経験者等から、10名以内をもって構成する。

(開催期間)

第4条 懇談会の開催期間は、令和5年(2023年)6月1日から令和7年(2025年)3月31日までとする。

(謝礼)

第5条 参加者の謝礼は、学識経験者等を除き、会議の開催1回につき5,000円とする。

(活動)

第6条 懇談会は、都市戦略部長が招集する。
2 懇談会には、必要に応じ座長を置くことができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、都市戦略部広報プロモーション課に置き、庶務業務を処理する。

(その他)

第8条 本要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和5年(2023年)3月27日から施行する。

この要綱は、令和6年(2023年)3月31日に廃止する。

附則

この要綱は、令和6年(2024年)3月15日から施行する。

この要綱は、令和7年(2023年)3月31日に廃止する。

別表(第 2 条関係)

団体名
公益社団法人八王子観光コンベンション協会
特定非営利活動法人 八王子市民活動協議会
八王子市町会自治会連合会
八王子市商店会連合会
一般社団法人八王子青年会議所
大学コンソーシアム八王子